



身延町過疎地域持続的発展計画

1 策定の背景・趣旨について

本町では、深刻化する過疎化に対処するために、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年の「過疎地域振興特別措置法」、平成2年の「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年の「過疎地域自立促進特別法」及び令和3年の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において過疎地域の指定を受け、過去50年以上にわたり、国や県と一体となって総合的な過疎対策事業を推進してきた。

その結果、生産基盤や生活環境基盤施設の整備等が進み、過疎対策は着実に成果を挙げている。しかし、人口減少や少子高齢化はなお著しく、過疎地域以外の地域との格差は依然として存在する。

2 基本方針について

過疎地域の持続的発展に向けた支援に関する特別措置法及び山梨県過疎地域持続的発展方針に基づき、「身延町過疎地域持続的発展計画」の基本方針を次のように定める。

- ① 持続可能で个性的で魅力的な地域社会の形成
- ② 持続可能な活力ある地域社会の形成
- ③ 持続可能な生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成
- ④ 新興感染症による社会の変容への対応

以上の基本方針を踏まえながら、本町が直面する問題について、ハード事業とソフト事業を融合し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を実現するよう、過疎対策を講ずることとする。

3 計画期間について

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

4 地域の持続的発展のための基本目標について

基本方針に基づき、令和12年度の目標を次のとおり設定する。

① 人口に関する目標

人口に関する目標	基準値	目標値 (令和12年度)
人口 (国勢調査)	10,663人 (令和2年)	8,306人
社会増減 (山梨県常住人口調査)	-101人 (令和6年)	-94人
合計特殊出生率 (厚生労働省人口動態統計)	1.21 (平成30年～令和4年)	1.25

② 地域の持続的発展のための基本となる目標

地域の持続的発展のための 基本となる目標	基準値	目標値
住み続けたいと思う町民の割合 (まちづくりアンケート)	53.8% (令和7年度)	60.0%以上

※目標値は、まちづくりアンケート実施時点の数値とする。

5 具体的な取り組みについて

以下の通り具体的な取り組みを実施する。(要旨、抜粋)

※ 取り組み内容は追加・変更等により柔軟に対応することとし、計画期間中に必ずしもすべての事業の実施を確約するものではない。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 移住相談や町の魅力体験ツアーの開催、助成制度による移住希望者・定住者の支援
- 田舎暮らしや二拠点居住に向けた田舎暮らし体験施設の整備を推進
- 空き家・土地バンク制度の利用を促進
- 出会いの機会の提供と地域間交流・国際交流を推進
- 多様な媒体で情報発信を強化
- 地域社会の担い手となる人財育成事業を推進
- 地域コミュニティの存続を支援し、自立したコミュニティを確立

2 産業の振興

- 中山間地域総合整備事業等と併せた総合的な農村振興を推進
- 地域の特産品であるあけぼの大豆の生産拡大と6次産業化を促進
- 人工林の適正な整備、長伐期施業や複層林施業、育成天然林施業などの多様な施業を進め、健全な森林の育成を推進
- 森林組合の組織・機能を強化し、林業経営の効率化を推進
- 次代を担う若手事業者の育成を図り、特色ある商店街づくりを推進
- 販路開拓や新商品、新サービスの開発を推進
- 研究開発や新技術・技能等に関する支援による地場産業の振興

- 起業や新規事業所の設置を促進し、雇用の創出や地域経済の活性化を推進
- 身延山、下部温泉郷の魅力向上や効果的なプロモーションを促進
- 町内全域へ計画的にシダレザクラを植栽した町のイメージアップによる観光推進

3 地域における情報化

- ICTの利活用による行政事務の効率化及び行政サービスの質を向上
- ICTの利活用による地域の情報化を推進

4 交通施設の整備、交通手段の確保

- 中部横断自動車道へのアクセス向上に向け、国道300号から中富ICへの道路の新設や、三澤・市之瀬間バイパス、県道割子切石線バイパスの建設や飯富橋架替を要請
- 生活に密着した町道、広域基幹林道及び農道の整備を推進
- 学校、商業施設、病院等を結ぶ乗合タクシー、バス路線等運行体系整備

5 生活環境の整備

- 安定的な利用を確保するため、老朽化した上下水道設備の改修を促進
- 生活排水処理計画を策定した施設整備の推進
- 山間地や河川へのごみの不法投棄防止のためのパトロールを推進
- 大規模災害に備え、各地域の地理、地形等に配慮した防災施設を整備
- 機動力のある広域的な消防団を整備・充実
- 町内企業への就職や子育て世帯の移住定住を促進するための住宅整備を推進

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 安心して子育てができる環境を整備
- 児童館及び学童保育を充実
- 子育て世帯の負担軽減に向け、保育料の無償化や副食費等補助制度を充実
- 高齢者福祉の推進体制及び関連施設の整備を推進
- 高齢者の健康増進対策を推進

7 医療の確保

- 町内の病院を中心とした地域医療システムを確立
- 休日、夜間の初期救急医療体制を強化・充実

8 教育の振興

- 教育費の補助等の充実により、小中学校保護者の経済的負担を軽減
- 学校施設の長寿命化を図るため、計画的な維持管理を推進
- 情報通信技術を活用した学習の振興及び遠隔教育環境の構築
- 通学距離の実情に配慮したスクールバスの運行を推進
- 学校給食の食材として地元の食材を積極的に活用し、内容を充実
- 図書館、公民館などの公共施設を効果的に活用し、町民の文化活動を支援
- 公民館や集会施設、スポーツ施設など生涯学習関連施設を整備・再編

9 集落の整備

- 定住促進のための各種助成制度を充実
- 地域おこし協力隊を採用し、協力隊の活動を通じた地域の活力維持・強化

10 地域文化の振興

- 芸術文化活動や発表の場の提供など、地域の文化振興に資する文化行政を推進し、関連施設を整備
- 文化財等を保護、保存、活用するための施設の整備や、文化財保護施策を推進

11 再生可能エネルギーの利用の推進

- 再生可能エネルギーの活用を促進

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- 男女共同参画による地域づくりを推進
- 地域づくりに若者や女性等が参画できる機会の確保

6 過疎地域への支援措置について

都市地域と過疎地域との格差をなくすため、過疎法において下記の支援などが措置される。

1 町への支援措置

① 過疎対策事業債による財源措置

市町村道、農道、林道、地場産業施設、観光施設、電気通信施設などのハード事業、及び将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業として行う、ソフト事業（過疎地域持続的発展特別事業）の財源として過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置）を充当。

② 国庫補助率のかさ上げ

計画に基づく事業のうち過疎法の対象とする教育施設、児童福祉施設、消防施設について補助率の割合をかさ上げして補助。

2 事業者への支援措置

① 事業用資産の取得に係る割増償却の実施

産業振興促進区域（身延町全域）において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）の個人又は法人が、資本金の規模に応じて取得価額の合計が500万円以上の生産等設備を取得又は製作若しくは建設して、一定の事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について、5年間、取得価額の一定割合を割増償却額として計上し、損金に含めることができる。

② 事業用資産の取得に係る固定資産税の免除

産業振興促進区域（身延町全域）において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）の個人又は法人が、資本金の規模に応じて取得価額の合計が500万円以上の生産等設備を取得又は製作もしくは建設して、一定の事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について、3カ年度分の固定資産税を免除する。